

側義一君紹介(第三九四号)

三二 街路事業の促進に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第四三八六号)

三三 同(唐沢俊二郎君紹介)(第四三八七号)

三四 同(吉川久衛君紹介)(第四三八八号)

三五 同(倉石忠雄君紹介)(第四三八九号)

三六 同(羽田孜君紹介)(第四三九〇号)

三七 同(中澤茂一君紹介)(第四五一二号)

三八 同(小坂善太郎君紹介)(第四八〇五号)

三九 同(林百郎君紹介)(第五〇三六号)

四〇 公営住宅の建設に関する請願(梅田勝君紹介)(第五四三三号)

四一 住宅問題の抜本的解決に関する請願(小林政子君紹介)(第五四四四号)

四二 街路事業の促進に関する請願(下平正一君紹介)(第五七〇九号)

四三 同(中村茂君紹介)(第五七一〇号)

四四 同(原茂君紹介)(第五七一〇号)

四五 地代家賃統制令の廃止反対に関する請願(浦井洋君外二名紹介)(第五七二二号)

四六 自動車駐車場の拡充等に関する請願(渡辺武三君紹介)(第五八一五号)

四七 全国幹線道路の施設整備等に関する請願(河村勝君紹介)(第五八一六号)

四八 同(渡辺武三君紹介)(第五八一六号)

四九 自動車専用道路の拡充に関する請願(河村勝君紹介)(第五八一七号)

五〇 バイパス・外郭環状道路の整備拡充等に関する請願外二件(渡辺武三君紹介)(第五八一八号)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

第七十二回国会内閣提出、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題いたしました本案は、第七十二回国会においてすでに提案理由の説明は聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

建築基準法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺委員長 これより本案の質疑に入るのでありますが、本案に対し質疑の申し出がありません。

○渡辺委員長 この際、建築基準法の一部を改正する法律案に対し、内海英男君、井上普方君、北側義一君及び渡辺武三君提出に係る修正案及び天野光晴君及び渡辺武三君提出に係る修正案がそれぞれ提出されております。

まず、提出者から順次趣旨の説明を求めます。井上普方君。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○井上(普)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

本文はお手元に配付してあります。

本修正案は、中高層建築物の日照制限に関する規定を改めようとするものであります。

すなわち原案は、日影による中高層の建築物の高さの制限について、法律で、対象区域、日影時

間等の基準を定め、なお日影時間については、地方公共団体は、政令で定める範囲内で、条例でこれを強化した場合は緩和することができるとして

しておりますが、地方公共団体の自主性を尊重するため、これを改め、対象区域、日影時間については、法律で定める基準のうちから地方公共団体が条例で指定することとしております。

その他、日影制限の対象区域として条例で指定されない第二種住居専用地域について、北側斜線制限を存置するための必要な規定の整備等所要の修正を加えることとしております。

以上が本修正案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、天野光晴君。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○天野委員 私は、自由民主党及び民社党を代表して、ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

本文はお手元に配付してあります。

本修正案は、既存の特殊建築物等に対する防火避難施設の設置の義務づけに関する規定を削除しようとするものであります。

すなわち原案においては、既存の特殊建築物で一定規模以上のものに対し、避難施設等の規定を全面的に適用することとし、その例外を政令で定めることとしておりますが、慎重審議の結果、今後さらに十分検討を要するものと認められるので、この際、本規定を削除する必要があると思っております。

以上が本修正案の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○渡辺委員長 以上で、両修正案の趣旨の説明は

終わりました。

修正案について発言を求められておりますので、順次これを許します。福岡義登君。

○福岡委員 ただいま二つの修正案が提案されたわけでありますが、日照問題につきましては、これは私ども全面的に賛成でございます。防災避難設備の関係の修正案については、若干意見があるわけであります。

そこで、防災避難設備関係について御質問するのでありますが、避及適用を全部除外するということになりましたと、大洋デパートなどの火災で教えられておりますように、どうも問題が残るのではないかと。いろいろ委員会でも審議をしましたが議論も出たところでありまして、確かに技術的に若干問題があるという点も理解できないわけではございません。しかしまた一面、やろうとすればできる技術的な方法もあるように承知するわけであります。

提案者から、この避及適用を除外する、削除するということだいまの趣旨説明があったわけでありますが、そうなるまいと、既存の建物につきましましては問題が残るわけであります。将来どういうように対処されようと考えておられるのか、それをまずお伺いしたい。

○天野(光)委員 私が御説明申し上げなくても、いままでの話の過程でよく御存じだと思えますが、避及適用を全部やるといふその中身の問題ですが、これは政令の手続で、いままで相当の年数にわたって行政指導してそういう設備をさせてあります。ところが、いままで指導して工事をやらせておいたものでも、今度はそれではまずいという意思表示で新しい考え方を——四十九年に政令を改正しまして四十九年からこれを適用しているわけでございますが、新しくやると言っておったいままでの考え方をそれ自体にも、現在新しくやった工事の中においていろいろ問題点が出てまいりました。これを検討する必要があるもので、一応この際は、内容の確実でないものを——ただでできるわけなし、全額国庫で負担す

るといふ話は別ですが、全部個人、その業者自体に負担をさせるということになると、負担の問題で相当大きな問題が残りますから、そういう点で、もう少し検討する必要があります。

そういう点では、委員長並びに委員の方々にお願いしまして、その問題をより早く、よりよくつくり上げるために、小委員会を設置してやろうという考え方でお願いをしてあるわけでございますから、これで永久に削除するとか何とかいう意味ではなくて、時間的にもう少し検討の余地があるという意味でございますので、その点、御理解願えれば大変幸甚でございます。

○福岡委員 建設省にお伺いしますが、適及適用の条項が、いま説明のように削除されますと、当面行政指導の面でどういう問題が起きるのか。小委員会をつくって早急に対策を立てていくというところでございますが、当面行政を担当する建設省としてはどういふようにお考えになつてゐるのか。

○山岡政府委員 政府といたしましては、特定の特殊建築物等の防災対策を推進するために、建築基準法の一部を改正して新しい防災設備の設置を既存建築物に義務づける内容を盛り込みました案を、国会に提出したところでございます。けれども、当委員会の審議におきまして問題点の指摘がなされました。その説明が完全にはなされ得なかつたところから、修正案が提出されたものと理解しております。もしこのような修正が行われました場合には、人命尊重の立場から防災対策は一日もゆるがせにできないことでもございまして、消防当局とも連絡、協調いたしまして、改正案に盛り込まれてゐる建築工事中の災害防止措置等を含め、現行法を十分活用して、災害の未然防止に努力してまいりたいと考えておる次第でございます。

○福岡委員 抽象的でよくわからぬわけですが、いま問題になつております点は、いわゆる煙感知器のシャッターの連動装置は技術的にいろいろ問題があるということを、われわれいままで理事懇

などで検討してきたわけでありましたが、もう一つの方法の、とびら閉鎖方式というのもあるようであります。行政指導してこれらしたのはその二つの関係、後者については余り技術的に問題はな

い、ただし売り場面積その他で問題があつたようであります。それから、前段の煙感知器のシャッターの連動装置について技術的にいろいろ問題があることが、検討の過程でわかつてきたわけでありまして、いままでその二つの方式で行政指導をやつてこられた。今度法律が通れば、適及適用して、相当の経費がかかるけれども、やるといふのが原案の提案の内容でございました。その適用がなくなるといふことになると、建設省としては行政指導の面で相当何かがあるはずだと私もは理解せざるを得ないのだけれども、いまの住宅局長

の話から判断をいたしますと、抽象的でよくわからない。具体的に聞けば、いままでの行政指導の方針を覆えらるるのかどうか。問題があるとするば再検討する、委員会の意思としては、いまの修正案が通れば小委員会を設けて検討するということになつて、建設省のいままでの指導方針に若干メスを入れることにならうと思つております。それらのことに關してもう少し具体的に理解を聞かしておいてもらいたい。

○山岡政府委員 ただいまお話のございました煙感連動の問題につきましては、現在消防庁等と協力いたしまして、説明のための小委員会と申しますものを政府でもつくつております。したがういして、そういうもので今後十分検討を詰めてまいりたいと思つております。

それから、幸ひ今回の改正案中に盛り込まれておりました工事中の災害防止措置、これはいままでの災害の中にもいろいろございまして、それだけでも、工事中の一部使用しまして、その途中で起きた災害というものが非常に多うございまして、そういうものにつきましましては、工事中の災害防止措置に關する規定等を厳正に執行するとともに、平素から定期的な調査、検査、これは従来と同様でございますが、を履行いたしまして、災害の未然の防止

に努めたい。特に保安上危険と見られる建築物につきましましては、必要な改善措置を命ずる等しまして、人命尊重の立場から行政を進めてまいりたいと考えております。

なお、本法の施行に關しましては、法律が公布されましてから一年以内の間に政令で定める日から効力を発するといふようなたてまえになつております。幸ひ本日、先ほどの天野先生のお話でも、小委員会をつくるといふふうに言つていただきましたので、そういう小委員会のお話の結論を十分参照させていただきまして、必要があれば抜き出して、現行法とは別に、そういうふうなものに対する立法等についても検討すべきじゃないかといふふうに現在考えておる次第でございます。

○福岡委員 終わります。

○渡辺委員長 浦井洋君。

○浦井委員 日照の部分についてお聞きをしたいと思つたのですが、これは各自治体なりそれからいろいろな住民運動の意向を入れて、非常に大幅に修正をされてこれが成立するならば、われわれも賛意を表するわけなんです。そういう観点から、ひとつ念を押す意味で二、三の点の点を質問したいと思つた。

一つは、条例で定めることができる、実質的にはなつておるわけなんです。そうすると、自治体としては条例を定めなくてもよいのか。それからもう一つは、たとえば一種住専の場合に、これは日影が三時間、この地域は日影が五時間でもよい、こういう形でもう少し細かく区域に分けて定めることができるのかどうか。これは修正案の解釈の問題でありますけれども、これをひとつ。

○井上(普)委員 私どもは地方自治といふのは、住民の自主的な意見ですべておさめていくのが自治の本旨だろつと思つた。ただし、その場合に、たゞいま全国各地で日照権が問題になつておまして、これが行政当局と非常な摩擦を起す。行政当局が困惑しておる実情がございす。これも一つには、法律の中に日影に対する、

あるいは日照に対する考え方が示されていないところに原因がございすので、一応基準は定めるけれども、その基準によるかよらないかは自治体の御自由にしてございす。同時に、北は北海道から南は沖縄までございまして、日射の強さの差もございすし、またお日さんの角度の相違もございすので、したがつていろいろと時間差を設けまして、自治体が自由に使うことができる、しかもその一つの自治体の中におきましても、御承知のように、地形あるいは環境によりまして差がございすので、日影時間についても差があつてしかるべきではないか。したがつて、それらの選択はひとつ自治体に御自由にしていただきたい、これは条例で決めていただきたい、こういう考え方でございます。

○浦井委員 そこで、今度は建設省に、これは修正になつておらない部分に關係をするわけなんです。そうすると、一種、二種などのいま条例で指定し得る地域で指定をされなかつた、いわゆる白地地域になつてゐる地域と、それから今度の日照の確保のための基準で指定できないことになりました商業地域、これも白地地域ですが、それとは法的には同じような地位にあるのかどうか。その辺を……

○山岡政府委員 修正案の内容によりまして、同様であらうと思つた。

○浦井委員 建設省もよく御承知のように、最近、マンションが建つということで周囲の住民が反対運動を起す、そういう紛争は大体商業地域にいますとふえてきておる、こういう現状であります。しかもそういうところでは、一方では確かに色塗りとしては商業地域であるけれども、しかし現実には、そこが商売をしたりするのと同時に居住地域になつておる、そういうふうなことで、用途地域としては全部が全部純化されておるというふうなことになつておらないところが多数あるわけだ。当然そこに住んでおられる住民の方は、いままで以上に日照障害を起してはほしくない、さらに言えば、それはもつと日照を確保し

たいという要望が出るのは私は当然だと思つておられる方についての善処方をもう一通要望しておきたいと思つておられます。

○山岡政府委員 商業地域につきましては、今後判例の積み重ね等が行われていくだろうということのご意見です。その途中の経過におきまして、住居系とは違つた内容でこういうふうな日影の規制が必要であるという時期が参りましたならば、われわれとしても当然検討しなければならぬ時代が来ると思つておられます。

○浦井委員 そうしたら、ちよつと前に返りますけれども、条例については商業地域は定められないうえ、各自治体でつくつておる要綱については、これは法令と違つておるわけですから、それぞれ自治体がつくれるし、また既存のものは、それはそれなりでその自治体の中では効力といたしまして、そういうものは依然として有効だといふふうに私は理解するわけなんです、その辺についてはどうですか。

○山岡政府委員 指導要綱につきましては、その指導要綱に基づきます指導が建築確認とリンクをする等の強制的性質を有する場合は格別でございますが、そうでなくて、いわゆる行政指導の範囲内での指導である限り、それ自身が違法性があるとは直ちに言えません。このような指導要綱を存置するか否かは当該地方公共団体が御判断なさる問題だろうと思つておられます。

○浦井委員 それはそれといたしまして、最後に、いま各地で日照紛争なるものが起きておりますが、それと同時に風害であるとかあるいは電波障害であるとかあるいはプライバシーの侵害であるとか、あるいは騒音などところへ行きますと、圧迫感があるとか眺望が阻害されるとか、いろいろな形で建築物に対する住民運動が起こつておるわけなんです、これについては建設省は一体どうういふふうに対処されておられますか。

○山岡政府委員 お話のございましたうちの、電波障害につきましては、関係省と協議をいたしまして、現在いろいろな基準等についての協議を進めておられます。

それから風害につきましても、大きい問題でございますので、検討を鋭意進めておりますが、いまだ確たる結論を得ておりません。

それらのものにつきましては、今後さらに學術的検討等も含めまして、励行いたしてまいりたい。その結果必要な時期がございましたら、また提案等によりまして当委員会の御意見も拝聴したいと思つておる次第でございます。

○浦井委員 その適及適用の条項の削除の問題につきまして、この条項が正式に改正案として出てきたそのもとには、千日前デパートであるとかあるいは大洋デパート、こういうところでの惨事、それによつて貴重な人命を落とした、そういうふうな経験に基づいて出てきたと思つておられます。そういう点では、いろいろな理由があるにしろ、これを削除する、後回しにするというのは、私はかねて主張しておりますように、やはり何と言つても許されぬといふふうに思つておられます。

たとえば、私、神戸市当局に話を聞きました。私も技術的なことはよくわかりませんが、スプリンクラーと煙感知器の連動シャッター等、二つは補完するものであるわけですし、そうしてもしも煙感知器連動シャッターが鋭敏過ぎるあるいは経済的に高価であるといふようなことであれば、適及適用を残しておいて、何とか法令的に研究をして、熱感知器、これとの連動であれば比較的安くて済むわけですし、そういうものにかえてでもやはり適及適用の条項は残してやってほしいといふのが、私聞いたのは神戸市だけではありませんけれども、そういうところの要望であります。

また、天野理事が理事懇で主張されておりましたたれ壁なんかも、いまは地下街の代替措置として認める、これも今度は強制力がなくなる。自治体の側から見ますと、エスカレーターの上にそういうものをつけるだけでも、私は十分だとは言いませんけれども、そういうものであつてもないよりはましだと言いますか、非常に有効である。こ

れは費用もかからぬわけですから、だからそういう点でやるべきことはたくさんあるわけなんです。それを煙感知器連動シャッターが非常に高価である、シャープである、シャープ過ぎるというふうなことで適及適用を全体を取つてしまふというものは、何と言つても私は納得できないわけでありまして、そういう点で私はこの削除の条項には反対といふことを表明して、私の発言を終わりたいと思つておられます。

○渡辺委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。國場幸昌君。

○國場幸昌君 私は、自由民主党及び民社党を代表いたしまして、建築基準法の一部を改正する法律案及び同法律案に対する天野光晴君外一名提出の既存の特殊建築物等に対する制限の特例に対する修正案及び内海英男君外三名提出の日影による中高層建築物の高さの制限に対する修正案並びに両修正部分を除く原案について、賛成の意見を申し上げます。

既存建築物に対する制限の特例に対する修正案は、建築物の高層化及びその用途の複合化に伴う防災の見地から既存の特殊建築物等で一定の規模以上のものに対し、避難施設等の規定を全面的に適用することとし、その例外を政令で定めるとしてありますが、諸般の事情を考慮した結果、本規定はまだまだ十分と認めざるを得ないので、本規定を削除することはやむを得ないことと思つておられます。

また、日影による中高層建築物の高さの制限に対する修正案は、日影基準の適用に当たつて、建築基準法を執行する地方公共団体の自主的判断を尊重しようとするもので、いずれも妥当な措置と考えるものであります。

また、両修正部分を除く原案は、既存の特定の建築物等について工事中の建築物の使用制限の強化

化、第二種住居専用地域内における用途規制等の強化及び建築協定に関する規定の整備等従来から問題とされてきた諸事項について、積極的な施策を講じようとするものであり、適切な措置といふべきものであります。

以上申し述べた理由により、私は両修正案及び両修正部分を除く原案に対し賛成するものであります。

○渡辺委員長 中村茂君。

○中村茂君 委員 私は日本社会党を代表して、ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について、意見を表明しようとするものであります。

すなわち天野光晴君外一名提出の既存建築物に対する避難施設等の設置義務の適及適用を削除する修正案に反対し、内海英男君外三名提出、井上晋方君の趣旨説明の日影基準を改める修正案及び両修正部分を除く原案に賛成するものであります。

御承知のごとく、本改正案の内容の第一は、昭和四十五年の建築基準法の大改正による特殊建築物等に対する防火避難等の諸規定の整備強化にもかかわらず、それらの規定は、既存の建築物について適用がなされないため、その後も熊本大洋デパート等の火災の大惨事が続出したのにかんがみ、ここに既存の建築物等に対しても避難施設等の設置を義務づけようとするものであります。本規定に關し、対象関係団体等から、技術上、資金上等の見地からさまざまな意見が寄せられているのでありますが、技術面等から若干の検討の余地ありとしつつも、火災等からの人命の安全確保は至上命令と言つてよく、また、本規定の整備改善を支持する世論は大きいものであります。

したがって、避難施設等の設置義務の既存建築物への適及適用を削除しようとする修正案につきましては、反対せざるを得ないのであります。次に、本改正案の第二の内容は、いわゆる日影基準の設定であります。近來、既成市街地における土地の高度利用によるマンションや高層ビル建築に伴ういわゆる日照紛争が激増し、ために地方

公共団体においては、その紛争を解決するため指導要綱等を制定しているのがありますが、これらの基本となるべき法律の規定の整備が待たれていたのであります。したがって、本日影基準の設定は当を得た措置と想うのでありますが、従来の経緯にかんがみ、さらに地方公共団体の自主性を尊重するため、対象区域、日影時間については、法律で定める基準のうちから地方公共団体が条例で指定することを内容とする内海英男君外三名提出の修正案は、まことに適切なものであり、賛成するものであります。

なお、本改正案は、このほか、工事中の建築物の安全上の措置、第二種住居専用地域内における用途規制の強化規定の整備、建築協定に関する規定の整備等、相当の改善が図られておりますので、わが党としては、両修正部分を除く原案に賛成の意を表するものであります。

以上をもちまして、私の討論を終わりたいいたします。

○渡辺委員長 柴田睦夫君。

○柴田睦夫君 委員 私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、建築基準法の一部改正案及び適及適用削除の修正案、さらに日照部分の修正案についての討論を行います。

建築基準法の一部を改正する法律案は、昭和四十九年の第七十二国会から今日まで継続審議になっております。私たちはそのうち、防災関係部分の法律案に賛成する、そして日影規制に關係する部分に反対するという態度を表明してまいりました。

防災関係部分につきましては、いままでのデパート火災あるいは難民ビルの火災、そうした事例を踏まえて、これを防止するための対策であるという見解に基づくものであります。この点につきましては、この法律案の提案理由についても、近時の建築物の高層化とその用途の複合化に伴い、大規模建築物内で火災が生じた場合重大な事態を引き起こす事例が再三見られるところである、そして、このような事態に対処するために既存の百

貨店等に対して防火避難施設の整備を義務づけ、あわせて工事中の建築物の使用制限を強化する、こういう内容でありまして、まことに時宜に適したものであると考えたからであります。

一方、日影規制の問題につきましては、この日影規制という問題がいろいろ国民の間で問題になっておりますけれども、この原案の内容は全国に規制を一律化するという内容であり、その内容を現実に対比してみますと、従来日照問題をめぐり、裁判所の判断の傾向、さらに住民と建築主との間の協議合意に基づく事項あるいは自治体の現実の指導要綱を中心とする指導、こうしたものと矛盾が認められたからであります。

そしてまた、参考人の意見においても、この日影規制に対して批判が集中しているわけでありまして、われわれもそのような見解に立つて、原案の日影規制に反対するという態度を表明してまいりました。

日影規制につきましては、その後検討が進められ、今回の修正案は、一律化を排して自治体の裁量を認めるという内容になっており、一方商業地域の問題とか、あるいはこれに関連する風情、ブライバシーをめぐる問題とか、そういう問題についての根本的な解決とは言えないと思ひますけれども、この修正案が現状の事態を解決するのに役立ち、現状を改める面があるということで、この日影規制に關する修正案については賛成をするものであります。

防災関係の特に適及適用の排除の問題でありますけれども、これは提案理由にも言われるように現実的に必要なのであります。この間百貨店協会あるいは地下街や地下商店会などからのいろいろな意見が述べられておりますけれども、それは経済的負担を中心とする考え方の問題であると考えられるのであります。

適及適用の原案の規定を見ても、政令において一定規模以上のものという限定があり、さらに政令で排除するものも決めることができるようになり、さらに代替措置という問題もあるわけ

けでありまして、人命尊重の立場というものを最重点に考え、他は行政の運用によって現実を改善し得る性質のものである、このように考えるわけでありまして。

こういう意味で、この適及適用の規定を削除する修正案には反対であります。今後防災対策を強化するための真剣な対策の実現を強く要求するものであります。

以上のとおり、適及適用削除の修正案に反対し、日影部分に關する修正案に賛成し、この修正部分を除く原案には賛成であるということを示し上げて討論をいたします。

○渡辺委員長 新井彬之君。

○新井委員 私は、公明党を代表して、建築基準法の一部を改正する法律案に関する天野君外一名提出の修正案に反対し、内海君外三名提出の修正案に賛成、また両修正案を除く原案に賛成の討論を行うものであります。

まず、既存建築物に対する制限の特例に關する措置を定める法律案第八十六条の二の規定を削る修正案は、人命尊重の上から既存建築物の防災関係の改正を重点とした本法律案の重要な部分を削るという修正案であります。

なるほど、現在までの種々の論議におきましては、適及適用しようとする部分において技術的にまだ検討の余地はあるようではありますが、いま直ちにこの改正案の防災関係の重要部分を削ることは、既存建築物に対する制限の特例に關する措置を定める法律案第八十六条の二の規定を削ることは、人命救助の観点から見て、新しい防災施設の前進を大きく後退させてしまうのではないかと思ふのであります。ゆえに、この修正案には同意できず、反対するものであります。

また、日影による中高層建築物の高さの制限に關する修正案は、地方公共団体の自主性を尊重して、地方公共団体が条例で指定する区域について条例で定めることができるように、その選択の幅を広くし、その地方の都市整備や住民意識によつて選べるように、地方の独自性に任せたこと

は、当然のあり方であり、民主主義の定義の上から大きなプラスの要因となると思うのであります。

なお、両修正案を除く原案については、国民の生命及び環境をよくして、国民の健康を守るためにも必要な措置でありますので、賛成するものであります。

以上をもちまして私の討論を終わります。

○渡辺委員長 以上で討論は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより採決いたします。

まず、内海英男君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、天野光晴君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、建築基準法の一部を改正する法律案は両修正案のごとく修正議決すべきものと決しました。

○渡辺委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、梶山静六君、福岡義登君、浦井洋君、北側義一君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者梶山静六君から趣旨の説明を求めます。梶山静六君。

○梶山委員 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してあります。

本法律案につきましては、委員会において慎重に審議が行われ、ただいま、既存特殊建築物等に対する防火避難施設の規定の適及適用に関する条文の削除及び中高層建築物の日照の制限に関する基本的な事項について、修正の上、議決されたところでありますが、この際、建築基準法は、人命の安全確保に重大な関係有することに鑑み、政府は、特殊建築物等に対し、さらに実効のある防災対策を推進するとともに、特に既存の特殊建築物等の防火避難施設の整備、改善について、速やかに有効適切な法制を整備する等、人命の安全確保について一層努力すべきであると思ひますので、ここに附帯決議を付し、適切な措置を強く要望する必要があると存するのであります。

以上が本案に附帯決議を付さんとする理由であります。各位の御賛同をお願いする次第であります。

「建築基準法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（案）

建築基準法は、人命の安全確保に重大な関係有することに鑑み、政府は、特殊建築物等に対し、更に実効のある防災対策を推進するとともに、特に、既存の特殊建築物等の防火避難施設の整備、改善について、すみやかに有効適切な法制を整備する等、人命の安全確保について一層努力すべきである。

右決議する。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、梶山静六君外四名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下建設大臣。

○竹下国務大臣 去る七十二国会以来、本法案の御審議をお願いしてまいりまして、本委員会におかれましては熱心な御討議をいただき、ただいま修正可決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま全会一致をもって議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に体して努力する所存であります。

ここに、本法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

○渡辺委員長 なお、お諮りいたします。

ただいま修正議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 この際、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

既存建築物の防災性能の向上強化対策について調査のため、小委員十三名よりなる建築防災対策小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。

それでは小委員に

- | | |
|--------|--------|
| 天野 光晴君 | 内海 英男君 |
| 梶山 静六君 | 國場 幸昌君 |
| 齊藤滋与史君 | 田中 寛君 |
| 服部 安司君 | 井上 普方君 |
| 佐野 憲治君 | 福岡 義登君 |
| 浦井 洋君 | 北側 義一君 |
| 渡辺 武三君 | |

を、小委員長に梶山静六君をそれぞれ指名いたします。

○渡辺委員長 次に、本日の請願日程全部を一括して議題といたします。

審査の方法についてお諮りいたします。

各請願の内容につきましては、文書表で御承知のことと存じます。先ほどの理事会で御検討をお願いしましたので、この際、各請願について、紹介議員からの説明の聴取等は省略し、直ちに採決を行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決いたします。

本日の請願日程中、第一二、第二六、第二八及び第四五ないし第四九、以上の各請願は、いずれも採択の上内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 なお、本委員会に参考送付されております陳情書は、二十一件であります。この際、御報告いたします。

○渡辺委員長 次に、閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

理事会の協議により、本委員会といたしましては閉会中もなお審査を行うため、建設行政の基本施策に関する件

都市計画に関する件

河川に関する件

道路に関する件

住宅に関する件

建築に関する件

国土行政の基本施策に関する件

について、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、議長への申し出に関する手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、委員派遣承認申請の件についてお諮りいたします。

閉会中審査案件が付託になり、現地調査の必要が生じた場合には、委員長において、適宜、議長に対し、委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、派遣地、派遣期間、派遣委員の選定等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、先ほど設置いたしました建築防災対策小委員会は、閉会中もなお存置することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任並びに委員の異動に伴う補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、閉会中審査のため、委員会及び小委員会において、参考人より意見を聴取する必要が生じましたときには、人選その他所要の手続等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○渡辺委員長 この際、建設大臣及び国土庁長官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 今国会におきまして御審議をお願いいたしました以来、長期間にわたり熱心な御討議をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

今国会に提案をいたしました四法案はすべて成立させていただきましたし、第七十二回国会以来継続案件となっております建築基準法の一部を改正する法律案もおかげさまで可決していただきまして、まことに感謝にたえないところであります。

委員長初め、委員各位の御指導、御協力に對しまして、心から感謝の意を表しますとともに、私事にわたって失礼でございますが、私自身、就任早々日なお浅く、ふなれのため、種々御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。どうか、ごあいさつといたします。どうもありがとうございます。ごうございました。（拍手）

○渡辺委員長 金丸国土庁長官。

○金丸國務大臣 今回の国会におきまして、国土行政につきましても熱心な御討議をいただきました。非常に感謝をいたしておるわけでございまして、今後、先生方の御質問、その内容につきましても、十分それを心して国土行政の全きを期してまいりたい。また、今後とも何かと御指導、御鞭撻をいただきます。しっかりと国土行政を進めてまいりたいと考えておるわけであります。委員長初め委員各位、本当にいろいろの御指導、心から厚くお礼申し上げます。お礼のごあいさつにかえる次第であります。ありがとうございます。ごうございました。（拍手）

○渡辺委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「又は防火地域」を「若しくは防火地域」に、「決定又は変更」を「決定若しくは変更又は第五十二条第一項の区域の指定若しくはその取消し」に、「第五十二条第一項、第五十三条第一項若しくは第二項」を「第五十二条第一項若しくは第二項、第五十三条第一項から第三項まで」に改め、「第五十六条第一項」の下に、「第五十六条の二第二項」を加える。

第六条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同項第一号中「学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集會場、百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は自動車庫の」を「別表第一の欄に掲げる」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四号中「除く外」を「除くほか」に、「聞いて」を「聴いて」に改める。

第七条の見出しを「建築物に関する検査」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第七条の二 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画

で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第八項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、前条第三項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 前条第一項の規定による届出をした日から七日を経過したとき。

2 前項第一号の仮使用の承認の申請の手續に必要な事項は、建設省令で定める。

第九十条の三第二項中「登録」を「許可」に改める。

第十二条第四項中「若しくは前条第一項」を「前条第一項若しくは第九十条の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「第七條及び第九條から第十條まで」を「から第七條の二まで、第九條から第十條まで及び第九十條の二」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第六條第一項第一号から第三号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で避難施設等に関する工事を包含するものをする場合においては、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号の一

に該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁（第五項の規定による通知があつた後においては、建築主事）が、安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたとき。

二 第五項の規定による通知をした日から七日を経過したとき。

第十八条第九項中「又は第十條第一項」を「第十條第一項又は第九十條の二第一項」に、「措置をとる」を「措置を採る」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

（建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置）

第二十四條の二 建築物が第二十二條第一項の市街地の区域の内外にわたる場合においては、その全部について同項の市街地の区域内の建築物に関する規定を適用する。

第二十七條第二項第一号中「病院」の下に「及び診療所」を加え、同項第二号中「別表第二（項第八号）」を「別表第二（項第六号）」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第五十二條第一項中「が十二メートル」を「の幅員が十二メートル」に改め、「数値に」の下に「第一種住居専用区域、第二種住居専用区域若しくは住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他の建築物にあつては」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二種住居専用区域」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二種住居専用区域内の建築物

十分の十、十分の十五、十分の二十又は十分の三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

を「これら」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の」を「前二項の」に、「同項中「敷地面積」とあるのは、「敷地のうち計画道路（第四十二條第一項第四号に該当するものを除く。）に係る部分を除いた部分の面積」とを「は、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものと」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三條第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用区域」の下に「第二種住居専用区域」を加え、同項第二号中「第二種住居専用区域」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる数値に十分の一」を「第一項各号に掲げる数値に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十三條第一項中「こえて」を「超えて」に改め、同項第一号中「第一種住居専用区域」の下に「第二種住居専用区域」を加え、同項第二号中「第二種住居専用区域」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項各号に掲げる数値に十分の一」を「第一項各号に掲げる数値に十分の一」に改め、同項第二号中「かど」を「角」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第五十五條を次のように改める。

（第一種住居専用区域内における建築物の高さの限度）

第五十五條 第一種住居専用区域内においては、建築物の高さは、十メートルを超えてはならない。

2 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。この場合において、第三号に掲げる建築物は、その高さが十二メートル以下のものでなければならない。

一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの

三 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるもの

3 第四十四條第二項の規定は、前項第一号又は第二号の規定による許可をする場合に準用する。

第五十六條第一項第三号中「又は第二種住居専用区域内」を「第一種住居専用区域内の建築物にあつては及び、第二種住居専用区域内の建築物にあつては十メートルを」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物が前項の地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同項第一号及び第二号中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第五十六條の二 別表第三（欄の各項に掲げる地域又は区域内にある同表の欄の当該各項に掲げ

る建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間において、それぞれ、同表の欄に掲げる平均地盤面からの高さの水面（同表の欄に掲げる地域又は区域外の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く）に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては同表の欄に掲げる時間以上、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては同表の欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。

2 同一の敷地内に二以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前項の規定を適用する。

3 建築物の敷地が道路、川又は海その他これらに類するものに接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい場合その他これらに類する特別の事情がある場合における第一項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、政令で定める。

4 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地利用の状況により必要と認める場合においては、政令で定めるところにより、条例で、別表第三の欄及び同欄に掲げる時間に代えて、これと異なる時間を定めることができる。

5 別表第三の欄に掲げる地域又は区域外にある高さが十メートルを超える建築物で、冬至日において、これらの地域又は区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該地域又は区域内にある建築物とみなして、第二項の規定を適用する。

6 建築物が別表第三の欄に掲げる地域若しくは区域の内外にわたる場合又は建築物が、

冬至日において、これらの地域若しくは区域のうち当該建築物がある地域若しくは区域外の土地に日影を生じさせる場合における第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第五十七條第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第五十六條第一項第一号」に改める。

第五十九條の次に次の一条を加える。

（敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合等の特例）

第五十九條の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積の敷地面積に対する割合、延べ面積の敷地面積に対する割合及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二條第一項及び第二項、第五十五條第一項又は第五十六條の規定による限度を超えるものとすることができる。

第四十四條第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第六十條第三項中「前八条」を「第五十二條から前条まで」に改める。

第六十九條中「土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該権利の目的となつて」を「土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）が当該」に、「を協定する」を「についての協定（以下「建築協定」という。）を締結する」に改める。

第七十條第一項中「建築物に関する協定（以下「建築協定」という。）をしようとする者は、その全

員の合意によつて」を「建築協定を締結しようとする土地の所有者等は」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の建築協定書については、土地の所有者等の全員の合意がなければならない。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となつて

る土地がある場合においては、当該借地権の目的となつて土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

第七十一條中「前条」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第七十四條第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等」に改め、「その全員の合意をもつて」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十四條の二 建築協定区域内の土地で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となつていた土地は、当該建築協定区域から除かれるものとす

る。

2 前項の場合においては、当該借地権を有していた者は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。

3 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第一項の規定により同項に規定する土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第七十五條中「前条第二項」を「第七十四條第二項」に改め、「認可の公告」の下に「次条において「建築協定の認可等の公告」という。」を加え、「土地の所有者等となつた者」を「土地の所有者等となつた者（当該建築協定について第七十條第二項又はこれを準用する第七十四條第二項の規定による合意をなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築

協定に加わる手続等）

第七十五條の二 建築協定区域内の土地の所有者で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対して書面での意思表示をすることによつて、当該建築協定に加わることができる。

2 第七十三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合に準用する。

3 建築協定は、第一項の規定により当該建築協定に加つた者がその時において所有していた当該建築協定区域内の土地について、前項において準用する第七十三條第二項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となつた者（前条の規定の適用がある者を除く。）に對しても、その効力があるものとする。

第七十六條第一項中「土地の所有者等」を「土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（土地の共有者等の取扱い）

第七十六條の二 土地の共有者又は共同借地権者は、第七十條第二項（第七十四條第二項において準用する場合を含む）、第七十五條の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、合

わせて一の所有者又は借地権者とみなす。

（建築協定の設定の特例）

第七十六條の三 第六十九條の条例で定める区域内における土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域とする建築協定を定めることができる。

2 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その認可を受けなければならない。

3 第七十條第三項及び第七十一條から第七十三

条までの規定は、前項の認可の手續に準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して一年以内において当該建築協定区域内の土地に二以上の土地の所有者等が存することとなつた時から、第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。

5 第七十四条及び第七十六条の規定は、前項の規定により第七十三条第二項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となつた建築協定の變更又は廃止について準用する。

第七十七条中「土地所有者等」を「土地の所有者等」に改める。

第八十五条第二項中「第七條」を「から第七條の二まで」に、「これを」を「超える」に改める。

第八十六条第一項中「第五十二條第一項から第三項まで」を「第五十二條第一項から第四項まで」に、「第五十六條第一項から第三項まで」を「第五十六條第一項から第四項まで」に改め、「第五十九條第一項」の下に「第五十九條の二第一項」を加える。

第八十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十二條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項」に改め、同条を第八十六条の三とし、第八十六条の次に次の一條を加える。

(既存の建築物に対する制限の特例)

第八十六条の二 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物又は既に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で次の各号の一に該当するもの(第一号から第三号までに掲げる用途(以上この条において「特定用途」という。))に供する階(特定用途に供する床面積の合計が百平方メートル以下である階を除く。以下この条において「特定階」という。))が地階のみにある建築物にあつては、最下階から直接地上へ通ずる出入口の

ある階までの部分に限る。)については、第三条第二項の規定にかかわらず、避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関するこの法律及びこれに基づく命令の規定(政令で定めるものを除く。)並びにこれらの規定に係る第四十条の規定に基づく条例の規定で定めるもの(特定階以外の階については、特定階における防火又は特定階からの避難上必要な避難施設、非常用の照明装置、非常用の進入口又は防火区画に関する規定に限る。)の適用があるものとする。

一 百貨店、マーケットその他別表第一(欄)項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で三階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの
二 病院その他別表第一(欄)項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの(前号に掲げるものを除く。)

三 ホテル、旅館、劇場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他別表第一(欄)項、(二)項又は(四)項に掲げる用途で政令で定めるものに供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの(前二号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる用途に供する特殊建築物で五階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの(前三号に掲げるものを除く。)

五 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

2 前項の場合において、建築物の敷地、構造、設備又は用途に関する特別の事情があるときは、同項の法令の規定にかかわらず、建設大臣がこれらの規定によるものと同等以上の効力が

あると認める構造方法を用いることができる。

3 第一項の規定により同項の建築物に適用される命令若しくは条例を制定し、若しくは改廃する場合又は同項の規定に基づく政令を改廃する場合においては、それぞれ、その法令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八十七条第一項中「場合」の下に「当該用途の變更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。」を加える。

第八十七条の二第一項中「第七條」の下に「第七條の二」を、「第九十条」の下に「から第九十条の三まで」を加える。

第八十八条第一項中「(第四項を除く。)」を削り、「第七條第四項」を「第七條の二」に改め、同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める。

第九十条の次に次の二條を加える。

(工事中の特殊建築物等に対する措置)

第九十条の二 特定行政庁は、第九條又は第十條の規定による場合のほか、建築、修繕若しくは模様替又は除却の工事中の使用されている第六條第一項第一号から第三号までの建築物が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の建築主又は所有者、管理者若しくは占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の使用禁止、使用制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 第九條第二項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(工事中における安全上の措置等に関する計画の届出)

第九十条の三 第八十六条の二第一項各号の一に該当する建築物の新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用し、又は使用させる場合

においては、当該建築主は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。

第九十一条中「法律の規定」の下に「(第五十二條から第五十六條の二までの規定を除く。以下この条において同じ。)」を、「受ける区域」の下に「(第二十二條第一項の市街地の区域を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「以下本条において同様とする」を「以下この条において同じ」に、「この法律又はこれに基づく命令」を「この法律の規定又はこの法律に基づく命令」に改める。

第九十九条第一項第二号中「又は第九十条第一項」を、「第七條の二第一項(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)」又は第九十条第一項に改め、同項第三号中「又は第十一條第一項」を、「第十一條第一項」に、「の規定による」を「又は第九十条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十三條」の下に「第二十四條、第二十五條」を加え、「第五十二條第一項、第五十三條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項若しくは第二項」に改め、「第五十六條第一項」の下に「第五十六條の二第一項」を加える。

第九十条第二号中「第七條第四項又は及び」これらの規定を削る。

別表第一(欄)中「病院」の下に「診療所(患者の収容施設があるものに限る。)」を加え、同表(欄)中「病院」の下に「及び診療所」を加える。

別表第二(二)項に次の二號を加える。

八 三階以上の部分を(一)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(政令で定めるものを除く。)

九 (一)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの

(政令で定めるものを除く。)

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	日影時間
(一) 第一種住居専用地域	軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	一・五メートル	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)
(二) 第二種住居専用地域	高さが十メートルを超える建築物	四メートル	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	二・五時間(道の区域内にあつては、二時間)
(三) 住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域	高さが十メートルを超える建築物	四メートル	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二・五時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さというものとする。

附則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の建築基準法(以下「新法」という。)第八十六条の二第一項の規定は、施行の日から起算して三年(同項第二号に掲げる建築物及び同項第三号に掲げる建築物で、同号に規定する階における同項第一号から第三号までに掲げる用途に供する部分のうち、ホテル又は旅館に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え、その他の部分の床面積の合計が二千平方メートル以内であるものについては、五年)を経過する日までの間は、適用しない。
- この法律の施行前に改正前の建築基準法の規定によりされた承認、許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。
- この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

に改め、同号ハ中「工業専用地域」を「第二種住居専用地域又は工業専用地域」に改める。

(第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する経過措置)

5 この法律の施行の際現に存する第二種住居専用地域については、当該第二種住居専用地域内の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、十分の六と定められているものとみなす。(資金のあつせん等)

6 国及び地方公共団体は、新法第八十六条の二第一項の規定により新法第三十二条第二項の規定の適用を受けないこととなる建築物について建築主が附則第一項ただし書に規定する期間内に新法第八十六条の二第一項の規定により当該建築物に適用される法令の規定に適合させるために行う建築物に関する工事について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

理由

建築物に関する防災対策を推進するため、既存の特定の特殊建築物等について防火避難施設の整備を義務付け、及び工事中の建築物の使用制限を強化するとともに、都市における環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るため、新たに住宅地における日照の確保のための建築物による日影に関する基準を設け、第二種住居専用地域内における用途規制等を強化し、及び建築協定に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案(内海英男君外三名提出)

建築基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十六条第一項の改正規定中「又は第二種住居専用地域内」を、「第一種住居専用地域内の建築物にあつては」及び「第二種住居専用地域内の建築物にあつては十メートルを」を削り、「又は第二種住居専用地域」の下に「(次条第一項の規定に基づく条例で別表第三の二の項に規定する(一)又は(二)の号が指定されているものを除く。)」を加え、「に改め、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第一号及び第二号」を「各号」に改める。

第五十六条の次に一条を加える改正規定のうち、第五十六条の二第一項中「又は区域」を「全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内」に、「同表の欄に掲げる区域又は区域外」を「対象区域外」に、「超え十メートル以内の範囲においては同表の欄に掲げる時間以上、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては同表の欄に掲げる時間」を「超える範囲においては、同表の欄の(一)又は(二)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「別表第三の欄に掲げる区域又は区域外」を「対象区域外」に、「これらの区域又は区域外」を「対象区域内」に、「当該区域又は区域外」を「当該対象区域内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「別表第三の欄の各項目に掲げる区域若しくは区域」を「第一項の規定による日影時間の制限の異なる区域」に、「これらの区域若しくは区域のうち当該建築物がある区域若しくは区域外」を「対象区域のうち当該建築物がある区域外」に、「第一項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とする。

別表第三の次に一表を加える改正規定中別表第三を次のように改める。

別表第三 日影による中高層の建築物の制限

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	一			二	三
				第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域、近隣商業地域又は準工業地域		
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	制限を受ける建築物	軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	高さが十メートルを超える建築物	高さが十メートルを超える建築物	
				平均地盤面からの高さ	一・五メートル	四メートル	四メートル	
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(イ)	(ロ)
(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)
				二時間(道の区域内にあつては、一・五時間)	三時間(道の区域内にあつては、二時間)	四時間(道の区域内にあつては、三時間)	五時間(道の区域内にあつては、四時間)	三時間(道の区域内にあつては、二時間)

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する修正案(天野光晴君外一名提出)

建築基準法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八十六条の二の改正規定及び第八十六条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第八十六条の二中「第五十二条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第二項」に改め、「第五十二条第一項」の下に「(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に係る部分を除く。)」を加える。

第八十八条の改正規定中「改め、同条第二項中「第八十六条の二」を「第八十六条の三」に改める」を「改める」に改める。

第九十条の次に二条を加える改正規定のうち、第九十条の三中「第八十六条の二第一項各号の一に該当する建築物」を「別表第一(イ)欄の(一)項、(二)項及び(ロ)項に掲げる用途に供する建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で政令で定めるもの」に改める。

附則第一項の見出しを「(施行期日)」に改め、同項ただし書を削る。

附則第二項中「新法」を「改正後の建築基準法」に改める。

附則第六項を削る。

(第八号参照)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律

第一条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を削り、同項第三号中「都市計画施設」の下に「(都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第四十六条に規定する都市計画施設をいう。)」を加え、同号を同項第二号とする。

第三条第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五十一年度」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第二条 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」第十八条を「第二条の二」第十八条の二に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十七条」を「第二十九条」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第四十六条に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(ロに該当するものを除く。)

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

第二章中第二条の次に次の二条を加える。

(都市公園の設置)

第二条の二 都市公園は、次条の規定によりその管理をすることとなる者が、当該都市公園の供用を開始するに当たり政令で定める事項を公告することにより設置されるものとする。

(都市公園の管理)

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては建設大臣が行う。

第三条に次の一項を加える。

2 国が設置する都市公園(第二条第一項第二号

口に該当するものを除く。については、政令で定める都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準に適合するように行うものとする。

第五条第一項中「都市公園を設置する地方公共団体（以下「公園管理者」という。）は、当該都市公園を「第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）は、その管理に係る都市公園」に改め、同条第二項中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては建設省令」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（兼用工作物の管理）

第五条の二 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の公園管理者及び他の工作物の管理者は、当該都市公園及び他の工作物の管理については、第二条の三の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、都市公園については、都市公園に関する工事に及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議が成立した場合においては、当該都市公園の公園管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（公園管理者の権限の代行）

第五条の三 前条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合においては、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、当該都市公園の公園管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第六条第二項中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては建設省令」に改め、同条第三項ただし書中「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

（国の設置に係る都市公園における行為の禁止等）

第十条の二 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

第十条の三 国の設置に係る都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、建設省令で定めるところにより、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 一 物品を販売し、又は頒布すること。
- 二 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 三 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの。

2 第八条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

第十二条の次に次の五条を加える。

（都市公園の設置及び管理に要する費用の負担原則）

第十二条の二 都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあつては国の負担とする。

（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）

第十二条の三 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する

る都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項の場合において、当該都市公園の設置及び管理により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、その受益の限度において、同項の規定により都道府県が負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、建設大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

第十二条の四 前条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利用するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（負担金の納付）

第十二条の五 国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用のうち、第十二条の三第一項又は第二項の規定により都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定により市町村が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

（兼用工作物の管理に要する費用の負担）

第十二条の六 都市公園と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該都市公園の管理に要する費用の負担については、公園管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

第十八条の見出し中「条例」の下に「又は政令」を加え、同条中「基く」を「基づく」に、「公園管理者

である地方公共団体の条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例で、国の設置に係る都市公園にあつては政令」に改める。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「地方公共団体が都市公園」を「前二項の規定により都市公園」に、「を決定し、その旨を公告した」を「が決定され、その旨が公告された」に、「地方公共団体」を「当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国」に、「第四条から第十四条まで」を「第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

2 建設大臣は、都市公園を新設しようとするときは、都市公園を設置すべき区域を定めなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

5 建設大臣は、第二項の規定により第二条第一項第二号イの都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園が存することとなる都道府県と協議しなければならない。

第二十四条第一項中「公園管理者（前条）」を「地方公共団体である公園管理者（前条第一項）」に、「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十条の三第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

第二十四条に次の二項を加える。

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十条の三第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に関する者は、建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をす

